

規制改革ホットライン処理方針

(令和5年7月13日から令和5年11月15日までの回答)

スタートアップ・投資ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁回答	区分(案) (注)	別添の該当 番号
外国為替法令の「非居住者」の基準見直し	現行制度下で対応可能	◎	1
在留資格「経営・管理」への変更申請中の経営管理活動の許容	対応不可	△	2
25. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	(1) 対応不可 (2) 検討を予定	△	3
超高層建築物(60m以上)や免震建築物の建築に必要な国土交通大臣の認可にかかる期間の短縮	現行制度下で対応可能	△	4
海外防爆認定分析機器類の使用に関する規制合理化	【経済産業省】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可	△	5
産業保安のスマート化の推進及び防爆規制の更なる柔軟化	【経済産業省】 対応不可 【厚生労働省】 検討に着手	△	6

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案事項	外国為替法令の「非居住者」の基準見直し
具体的内容	<p>(投資等ワーキング・グループにおける河野大臣からの発言も関連)外国為替法令で規定する「非居住者」の定義を見直す。</p> <p>具体的には、現在の財務省通達(昭和55年の制定時から不変)上、外国人は「本邦内にある事務所に勤務」又は「本邦に入国後6月以上経過」の条件を満たさない限りは「非居住者」に該当する。これが外国人にとって、銀行口座開設等の大きな足かせになっている。そのため、基準のうち後者を見直し、本邦内に住民登録していれば「居住者」とするか、又は「6月以上」の期間を大幅に短縮し、本邦に居住する外国人の生活の利便性向上につなげる。</p>
提案理由	<p>我が国に居住する外国人の重要性は言うまでもないところ。一方、第12回投資等ワーキング・グループ(本年4月5日開催)で河野大臣から問題提起もあったとおり、「外国人が銀行口座の開設や送金等で苦労している」点が大きな課題となっている。この最大の理由が財務省通達の規定により、「外国人は国内で勤務していない場合、入国後6月以内は非居住者として取り扱われ、外為法上の制約を受ける」点。この制約は、非居住者による口座開設や送金等そのものを不可としているものではないが、開設や送金等に当たり、顧客・金融機関双方にとって非常に手間のかかる確認義務が金融機関に課せられている。結果として、そのような手間をかけてまで外国人対応を行うことを多くの金融機関が敬遠し、「入国後6月経過前の口座開設や送金自体が不可」の対応→外国人(留学生や技能実習生等)の利便性が大きく低下、という悪循環になっている状況。非居住者は外為法上、厳格な確認等を行う必要はあるものの、その定義として「入国後6か月以内の外国人は一律に非居住者扱い」という通達の規定は40年以上前からのものである。実態に合っていないことに加え、前述のとおり、我が国に居住する外国人の生活基盤に悪影響を及ぼしかねない状況は改善する必要がある。また、外国人は一般的に、いわゆる「マネロリスクが高い」とされているが、それらは別的手段(在留期間の管理等)で対応可能なものであり、「入国後6月以内」といった機械的な(かつ明確な根拠のない)線引きで対応するものではない。</p>
提案主体	個人
所管省庁	金融庁 財務省
制度の現状	<p>外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)においては、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持等の目的から、居住者と非居住者との間の支払等、資本取引、対内直接投資及び役務取引等に対し、当該目的から必要な範囲内の規制を課すとともに、銀行等が顧客の支払等に係る為替取引を行う際に、顧客の支払等が上記規制の一部に該当するかどうかを確認する義務(確認義務)を課しており、外為法第6条及び左記通達において居住者及び非居住者の定義やその判定基準を示しています。</p>
該当法令等	外国為替及び外国貿易法第6条
対応の分類	現行制度下で対応可能

対応の概要	<p>「制度の現状」欄に記載のとおり、外為法は、居住者と非居住者との間に同法の目的から必要な範囲内での各種規制を実施しており、当該法目的を達成し、また、これら規制に関し安定的な制度運用を行うことが不可欠であることからご指摘の「非居住者の定義」を見直すことは困難です。</p> <p>他方で、銀行等に対し、令和5年6月30日付で金融庁及び財務省の連名による通知により、継続的顧客管理を通じ、適切なリスク管理体制を構築していることなどを前提として、顧客が居住者又は非居住者のいずれであっても、確認義務の履行内容に基本的には差異を設ける必要はないとの考え方を示すとともに、入国後6ヶ月に満たない外国人顧客等に関し、居住者預金口座又は居住者と同等の預金口座を提供するなど適切な対応を講ずることなどを要請しました。これについては引き続き必要なフォローアップを行っていくこととしております。</p>
-------	---

提案事項	在留資格「経営・管理」への変更申請中の経営管理活動の許容
具体的内容	外国人経営者の在留資格審査が非常に長期間に渡っている現状に鑑み、外国人が安心して起業し、また対内直接投資を増加させるため、在留資格「経営・管理」への変更申請中は、報酬を得て経営活動に従事することができるようにするため、在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの申請人に資格外活動許可をする運用とするなどの対策を講じて欲しい。
提案理由	<p>現在、東京出入国在留管理局における在留資格「経営・管理」の審査が非常に時間がかかっています。ある例では、令和4年11月7日株式会社を設立し代表取締役就任、同年12月16日、「経営・管理」への在留資格変更許可申請を東京出入国在留管理局に申請したものの、5カ月経過しても審査が終わりませんでした。このように審査が長期間に及ぶと、申請人は役員報酬を得て経営活動に従事することができず、予定どおりの事業計画の遂行に大きな障害となり、最悪廃業せざるを得なくなります。日本政府は、令和12年までの早い時期に対内直接投資額を約100兆円にすることを目指していますが、外国人経営者の在留資格審査にこれほどの時間がかかっている現状に鑑みると、日本は到底安心して投資できる環境にはなく、対内直接投資のための大きな障壁です。</p> <p>たしかに、在留資格「経営・管理」の審査では事業計画書などを精査する必要があり、他の在留資格に比して審査に時間がかかる実状も理解できます。この点、入管庁の公表資料では、令和5年1月から3カ月許可分の審査処理日数(在留資格変更許可申請の場合)は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」が48.7日であるのに対して、在留資格「経営・管理」は65.3日となっています。しかし、審査期間中に申請人が報酬を得て経営活動に従事することは、資格外活動であり刑罰の対象となります。</p> <p>そこで、在留資格「経営・管理」への変更申請中は、報酬を得て経営活動に従事することができるようにするため、在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの申請人に資格外活動許可をする運用とするなどの対策を講じて欲しい。</p>
提案主体	行政書士林幹国際法務事務所
所管省庁	法務省
制度の現状	<p>出入国管理及び難民認定法第19条第2項において、「出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。」と規定されています。</p> <p>そのため、「経営・管理」への在留資格変更許可申請に及んでいる方から、報酬を得て経営活動に従事するとして資格外活動許可申請があつた場合には、行おうとする活動が、現に有する在留資格の活動を阻害しないものであることを前提として、当該申請の許否を判断することとなります。</p>

該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法第19条第1項 ・出入国管理及び難民認定法第19条第2項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>資格外活動許可申請に当たって、新たに行おうとする活動が、現に有する在留資格の活動を阻害しないものである必要があるところ、報酬を得て経営活動等に従事するとして「経営・管理」への在留資格変更許可申請に及んでいる方が、同様の理由で資格外活動許可申請をする場合、資格外活動の範囲を超え在留目的が実質的に変更されていると考えられるため、経営活動等を目的とする資格外活動を許可することは困難です。</p> <p>なお、在留資格変更許可申請における標準処理期間は2週間から1か月と公表しているところ、当該期間内に処理できるよう努めます。</p>

提案事項	25. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和
具体的内容	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方自治体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。
提案理由	<p>○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関(以下、指定金等)には担保提供義務が課されている。</p> <p>○収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。</p> <p>○また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。</p> <p>○これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考える。</p> <p>○総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請(注)を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対して地方自治体から出納(収納)取扱金融機関の引受要請があり、新たに担保提供を求められ、地方自治体および銀行の負担となっている。</p> <p>(注)2015年1月27日付で都道府県および人口3万人以上の市区町村に対し、2015年度から2019年度までに下水道事業および簡易水道事業(以下、重点事業)について公営企業会計に移行すること等を要請。</p> <p>2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも2023年までに公営企業会計に移行すること等を要請。</p> <p>○銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくると考える。</p> <p>○昨年度要望に対し、総務省は「今後も、為替取引に係る銀行間手数料の見直し等の指定金融機関の経費負担に関する情勢の変化等を十分に踏まえて適切に対応していく」と回答しており、本要望も含めて対応を進めていただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会
所管省庁	総務省
制度の現状	<p>(1)地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。</p> <p>(2)地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。</p>

該当法令等	<p>(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の2第3項</p> <p>(2)地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3第2項</p>
対応の分類	<p>(1)対応不可</p> <p>(2)検討を予定</p>
対応の概要	<p>(1)</p> <p>指定金融機関の担保提供義務については、公金管理の安全性を確実に担保する観点から、必要と考えています。</p> <p>御指摘のとおり地方公共団体の有する決済用預金については預金保険制度により全額保護の対象ではありますが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償など保護の対象外の損害に充当することができ、地方公共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害の保全が可能だとしても、仮に指定金融機関が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があることにより確実に損害へ充当することが可能となるものです。</p> <p>なお、担保提供義務のない指定代理金融機関、収納代理金融機関が破綻した場合においては、指定金融機関が責任を負うこととなっています。</p> <p>(2)</p> <p>一方、地方公営企業に係る金融機関については、複数の金融機関を指定することができることとされ、それぞれの金融機関が個別に責任を負うこととなっています。</p> <p>現行制度においては、これら全ての金融機関に対して担保提供義務を課しているところ、収納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提供の実態や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性等を踏まえつつ、地方公共団体等の意見を伺いながら、その必要性を検討してまいります。</p>

提案事項	超高層建築物(60m以上)や免震建築物の建築に必要な国土交通大臣の認可にかかる期間の短縮
具体的内容	建築基準法第20条1項の規定により、60mを越える超高層建築物や免震建築物などの建築には、国土交通大臣の認可が必要になる。専門家による委員会での審査が終了した後、国土交通大臣の認定を待つ間に約2か月の期間がかかる。認定権限を、建築主事を置く特定行政庁または各地の地方整備局長に移譲する、国からの法定受託事務にするなどし、短縮を図って欲しい。
提案理由	大規模な開発では、土地取得から開発まで2~3年かかる案件もある。建築確認申請ならば70日以内で対応すると法令で決まっているが、超高層建築物や免震の建築物の場合、書類を提出して専門家による委員会の審査を経て大臣認定を取得するまで、通常6~9か月かかる。開発事業者には、認定を待つ間も人件費や土地取得費用の金利といった負担が生じる。認可権限の移譲などによりこの期間を短縮できれば、開発が迅速化し、経済効果が大きい。
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会
所管省庁	国土交通省
制度の現状	建築基準法第20条1項第一号による建築物の場合、国土交通大臣の認定を受ける必要があり、当該建築計画の際には、同法第68条の25に基づく手続きを求めています。
該当法令等	建築基準法第20条1項第一号、第68条の25
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>建築基準法第20条に基づく大臣認定は、高度な計算方法や特殊な材料等を用いた計画が、建築基準法に定めた性能を満たすことを個別に検証し、認定するものです。建築確認と異なり、審査方法を定型化することが困難であること、件数が限定されることから、大臣認定の審査に当たっては、国土交通省本省において、一元的に審査する体制を構築し、審査業務の合理化・効率化を図っているところです。</p> <p>ご指摘の地方整備局長への委任や特定行政庁への委譲は、このような大臣認定の審査業務の性質から、かえって効率性を損なうものと考えております。</p> <p>国土交通省においては、大臣認定の申請手続きのオンライン化を図っているところであり、こうした取り組みを通じて引き続き手続きに要する期間の短縮を図って参ります。</p>

提案事項	海外防爆認定分析機器類の使用に関する規制合理化
具体的内容	国内化学プラントにおいて、海外防爆認定を受けている分析機器類の使用を可能にすることを提案する。
提案理由	<p><障害・不具合の内容></p> <p>オンラインやインラインの分析機器は、海外の防爆認定は受けているものの、国内の認定は受けていないものも多く、現状では、そのような機器は防爆エリアに設置することができない。そのため、機器の導入自体を断念せざるを得なかったり、機器を防爆エリアから離れた場所に配置し、通信ケーブルを長距離敷設して対応するなど、余計なコストがかかることがある。</p> <p><要望に対する保安担保・向上の根拠></p> <p>近年、化学プラントにおいて、製品品質の安定化や運転の効率化を目的として、オンラインやインラインの分析機器のニーズが高まっている。国内の認定は受けていなくとも、国際的な規格検定に合格し、安全性が確認できるならば、それらの機器を導入し、化学プラントの更なる品質安定化、運転効率化を図ることが出来る。</p> <p><要望実現によるメリット></p> <p>機器の導入費用の削減を図ることが出来る。</p>
提案主体	石油化学工業協会
所管省庁	厚生労働省 経済産業省
制度の現状	<p>【経済産業省】</p> <p>高圧ガス保安法令について、一般高圧ガス保安規則 6 条第 1 項第 26 号及びコンビナート等保安規則第 5 条第 1 項第 48 号では、可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備について防爆性能を有するものとする旨が規定されています。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>労働安全衛生法では、防爆構造電気機械器具については、安全に使用するため構造要件を定めており、厚生労働大臣が定める構造規格に適合していなければ販売等をしてはならないこととしています。また、構造規格に適合するか否かの確認は専門技術的な能力を有する機関において実施する必要があるため、当該機械器具の製造、輸入にあたっては、厚生労働大臣が定める要件を満たし登録を受けた型式検定機関が行う型式検定を受けなければならないことを定めています。</p> <p>外国の認証品を輸入する際は、外国に立地する登録型式検定機関が行う型式検定に合格した場合は、国内で重ねて型式検定を受ける必要はありません。また、指定外国検査機関でもある ExCB (IECEX の認証機関) の適合証明に基づき、型式検定における実機試験の省略を認めています。</p>

<p>該当法令等</p>	<p>【経済産業省】 一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 3 号、第 26 号、コンビナート等保安規則第 5 条第 1 項第 14 号、第 48 号</p> <p>【厚生労働省】 労働安全衛生法第 44 条の 2</p>
<p>対応の分類</p>	<p>【経済産業省】 対応不可</p> <p>【厚生労働省】 対応不可</p>
<p>対応の概要</p>	<p>【経済産業省】 防爆性能に関しては、その使用環境に応じて、労働安全衛生法令上で認められたものを使用するものと考えています。</p> <p>【厚生労働省】 労働安全衛生法では、防爆構造電気機械器具については、その危険性に鑑み、使用段階のみならず、製造、輸入、販売等の段階においても欠陥を有する機械を排除するため、登録型式検定機関が行う型式検定を受けなければならないことを定めています。</p> <p>当該検定が公正適切に実施されることを担保するため、労働安全衛生法では、登録型式検定機関については、厚生労働省職員の立ち入り、厚生労働大臣による命令・要請、厚生労働大臣に対する業務規程の届け出、検定の応諾義務業務等を規定しています。</p> <p>厚生労働大臣の登録を受けていない外国の認証機関については、このような担保がないことから、外国の認証機関の認証を受けていることのみをもって一律に型式検定を不要とすることは認められませんが、外国立地の登録型式検定機関の型式検定や、指定外国検査機関でもある ExCB の適合証明の活用により、輸入者の負担を軽減する措置を講じています。</p> <p>IECEX では ND(国による相違)は認められており、諸外国においても ND のある国においては外国の認証品をそのまま使用できる制度を持つ国は基本的になく、諸外国に比べ閉鎖的ということはないと承知しております。</p>

提案事項	産業保安のスマート化の推進及び防爆規制の更なる柔軟化
具体的内容	第二類危険場所において携帯型の電子機器の使用に関する規制合理化。第二類危険場所については、IECex や ATEX 等の海外の防爆認証を受けた携帯型の機器であれば、その使用を許容していただきたい。
提案理由	<p><障害・不具合の内容></p> <p>経産省の「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づき危険区域の設定を改めて検討したが、弊社製造所の場合は放出源の周辺に危険区域が多数残存する結果となった。現場の作業箇所に応じて防爆/非防爆機器を使い分けること、または「一律〇mは接近禁止」等のルールを設ける等の対応方法が挙げられるが、これらの運用は実態として困難で、防爆機器を使わざるを得ない状況にある。</p> <p><要望に対する保安担保・向上の根拠></p> <p>IECex や ATEX 等の海外の防爆認証を受けた携帯型の非防爆機器であれば、第二類危険場所においては、その使用を許容して頂きたい。まず海外の防爆認証により安全性が確保されている為、本質的な問題はない。次に第二類危険場所(通常の状態において爆発性雰囲気を生じ生成する可能性が低い)に限定されるので、事故に至る確率が低い。更に常設設備でないため、爆発性雰囲気となる前に人の退避で携帯されるので、安全性は更に高まる。</p> <p><要望実現によるメリット></p> <p>製造現場における IoT や AI、ドローン等の海外発の新技術の速やかな活用が推進され、産業保安のスマート化を通じた、コンビナート競争力の維持・強化の促進が期待される。</p>
提案主体	石油化学工業協会
所管省庁	厚生労働省 経済産業省
制度の現状	<p>【経済産業省】</p> <p>高圧ガス保安法令について、一般高圧ガス保安規則 6 条第 1 項第 26 号及びコンビナート等保安規則第 5 条第 1 項第 48 号では、可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備について防爆性能を有するものとする旨が規定されています。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>労働安全衛生法では、爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具については、可燃性ガス等が存在して爆発が生ずるおそれのある場所のうち、通風、換気等の措置を講じても、なお、可燃性ガス等が爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具(電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤等電気を通ずる機械、器具その他の設備のうち配線及び移動電線以外のものをいう。以下同じ。)を使用するときは、当該蒸気又はガスに対しその種類及び爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならないと定められています。</p>
該当法令等	<p>【経済産業省】</p> <p>一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 3 号、第 26 号、コンビナート等保安規則第 5 条第 1</p>

	<p>項第 14 号、第 48 号</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>労働安全衛生規則第 261 条、第 280 条</p>
対応の分類	<p>【経済産業省】</p> <p>対応不可</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>検討に着手</p>
対応の概要	<p>【経済産業省】</p> <p>防爆性能に関しては、その使用環境に応じて、労働安全衛生法令上で認められたものを使用するものと考えています。</p> <p>なお、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン(経産省)」に関しては、厚生労働省の「工場電気設備防爆指針」等を解説したものですので、単独での見直しは困難と考えております。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>令和5年度現在、IEC(国際電気標準会議)においては、非防爆ポータブル機器の危険箇所への持込みについては、当該団体の基準等においては認められておらず、検討が進められているところであると承知しており、これまで情報の収集を行っています。当該動向を踏まえつつ、国際的な基準等の整備状況を踏まえ、国内導入について引き続き検討してまいります。</p>